



人道的な分野に生かすことができ、
ニーズを抱えた地域社会に提供できる
特別な技能や経験をお持ちですか

あなたの地域社会は、
特別な人道的奉仕を提供できる人を
求めていますか

これらに当てはまる場合は、ボランティア奉仕活動補助金の
申請をご検討ください。

The Rotary Foundation
of Rotary International
One Rotary Center
1560 Sherman Avenue
Evanston, IL 60201-3698, USA



150-JA—(1206)

ボランティア 奉仕活動 補助金

国際的な奉仕プロジェクトを
計画、実施するボランティアを
支援するために



国際ロータリーのロータリー財団

ボランティア奉仕活動補助金とは何か

ロータリー財団は、ロータリー国における5日間から60日間までの国際的な人道的奉仕活動を行うための旅費を補助する、ボランティア奉仕活動補助金を提供しています。「国際的な人道的奉仕」とは、その国の地域社会が必要としている奉仕や技能で、国内のロータリアンが提供できないもの、あるいは提供するのが難しいものを提供することと定義されています。この技能または奉仕は、恩恵を受ける地域社会が要請したものでなければなりません。

提供された資金は、将来実施する人道的プロジェクトを計画するためや、受益地域社会におけるプロジェクトに直接奉仕を提供するための旅費に使うことができます。

「プロジェクトのおかげで、
生活の質が前よりもずっと良
くなったと患者は大喜びして
います。このプロジェクトの結
果、地元の地域ではロータリ
ーへの理解も深まりました」

歯科治療を提供するために米国からメキシコに赴いたロー
タリアン 歯科医のプロジェクトについて語るメキシコ (第
4180地区) マナンティアレスのテウアカン・ロータリー・ク
ラブ元会長、ハビエル・トルト・ゴンザレス氏

申請資格

ボランティア奉仕活動補助金は、協同でプロジェクト
を実施するクラブまたは地区に授与されるものです。
各プロジェクトには、実施国協同提唱者 (プロジェクト
実施国のクラブ) と援助国協同提唱者 (実施国以外の
国のクラブ) が必要です。

個人で旅行するロータリアンは、正会員でなくてはな
りません。小人数のチーム (最高5人まで) には、資格
を有するロータリアンの他に、ロータリアンの配偶者
を含めることができます。チーム・リーダーは、正会員
のロータリアンとします。旅行者が補助金を受ける資
格は、1) 地域社会のニーズが明確にされていること、
2) ロータリアン/チームの経験と技能がニーズに対応
できること、3) 当該地域社会内ではこれらの技能や
経験が得られないとみなされること、の3点に基づい
ています。

申請書は、RIのウェブサイトwww.rotary.orgからダ
ウンロードすることができます。





補助金の支給額と使用できる項目

ボランティア奉仕活動補助金は一律額の補助金です。グループ（2～5人）の場合は米貨6,000ドル、個人の場合は米貨3,000ドルとなっています。補助金は、航空運賃、宿泊費と食費、ビザの取得や予防接種など旅行に付随する経費を賄います。参加者は、提供する奉仕に対して報酬や給料を受け取ることはできません。旅行にかかった経費の全額が、受け取った補助金額より少ない場合、資金の残額を妥当とみなされるプロジェクト関連費に費やすことができます。補助金受領者は、実施国で奉仕活動を行うために必要な許可や承認を取得する責任があります。

1名の申請者が受領できるボランティア奉仕活動補助金は、1ロータリー年度につき2口までに限られています。各プロジェクトの実施地がボランティア奉仕活動補助金の恩恵を受けられるのは、1度に1件のみとなります。

「どんな難題にぶつかっても互いを助け合うという精神に忠実であり続けるなら、また、私たちの行動が親善を広めようという願いに基づいているなら、やがては好ましい結果が実を結ぶはずです」



米国メイン州、コースタル・ブルンスウィック・ロータリー・クラブ（第7880地区）のロータリアン、ジェニファー・バートンさん

ボランティア奉仕活動 補助金のその他の条件

旅行者とプロジェクトの協同提唱者は、ボランティア奉仕活動補助金の授与と受諾の条件に従わなければなりません。「授与と受諾の条件」は、ロータリー・ウェブサイト（www.rotary.org）からダウンロードするか、もしくはロータリー財団または国際ロータリー日本事務局から入手することができます。

申請書は、予定されている旅行の少なくとも3カ月前にロータリー財団に届くよう提出し、出発予定日の少なくとも2カ月前に承認されなければなりません。

旅行の手配は、出発の45日前までに国際ロータリー・トラベル・サービス（RITS）を通じて行う必要があります。補助金承認通知書が送付された直後に、RITSから旅行者に連絡が行きます。

援助国側のクラブまたは地区は、旅行者の帰国後2カ月以内に奉仕活動の最終報告書を財団に提出する義務があります。実施国側のクラブまたは地区は、奉仕後評価書式に記入し、提出しなければなりません。



申請と追加資料に関して

ボランティア奉仕活動補助金の申請または追加資料をお求めの場合は、RIウェブサイト（www.rotary.org）をご覧ください。また、下記まで財団担当職員へご連絡いただいても結構です。

国際ロータリー日本事務局
財団室
〒115-0045
東京都北区赤羽2-51-3
NS3ビル1階
電話：(03) 3903-3161
ファックス：(03) 3903-3781